

やまなし消費者教育推進計画（仮称）

～公正で持続可能な社会の実現に向けた消費者教育の推進～

（素案）

山 梨 県

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
4 消費者教育推進地域協議会	2
第2章 消費者教育の基本的な考え方	3
1 消費者を取り巻く現状と課題	3
2 消費者教育の必要性と意義	12
3 消費者教育が育むべき力	14
4 消費者教育の状況	15
(1) 国の状況	15
(2) 県の状況	15
(3) 市町村の状況	16
(4) 学校教育の状況	16
第3章 計画の目標と取組	17
1 計画の体系	17
2 重点施策	19
◎重点施策1 高齢者・障害のある人に対する消費者教育の推進	19
◎重点施策2 小学校期・中学校期・高等学校期における消費者教育の推進	19
3 基本目標、基本方針、具体的な施策	20
○基本目標Ⅰ ライフステージや場の特性に応じた体系的な消費者教育の推進	20
基本方針1 学校教育等における消費者教育の推進	20
基本方針2 地域社会における消費者教育の推進	22
基本方針3 職域における消費者教育の推進	25
○基本目標Ⅱ 消費者教育の人材（担い手）の育成	25
基本方針1 幼・小・中・高等学校等における教職員の指導力の向上	26

基本方針2 大学等における教職員の指導力の向上	26
基本方針3 地域人材の育成	27
○基本目標Ⅲ 関連する教育及び消費生活に関する施策との連携	28
基本方針1 環境教育との連携	28
基本方針2 食育との連携	29
基本方針3 金融経済教育との連携	31
基本方針4 国際理解教育との連携	32
基本方針5 法教育との連携	32
基本方針6 消費者の安全・安心の確保	33
基本方針7 消費者の意見の反映	34
基本方針8 苦情処理・紛争解決の促進	34
第4章 計画の推進	36
1 計画の推進体制	36
2 計画の進行管理	36
3 指標化に関する調査研究への対応	36
付属資料	37
1 消費者教育の推進に関する法律	38
2 消費者教育の推進に関する基本的な方針（基本方針）概要	44
3 消費者教育の体系イメージマップ	46
4 山梨県消費者教育推進地域協議会委員名簿	47
5 山梨県消費者教育関係機関連絡協議会	48

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

- 山梨県（以下「県」という。）では、山梨県消費生活条例に基づいて、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及や情報の提供など、消費者に対する啓発活動を推進するとともに、消費生活に関する教育のための施策を行ってきました。また、地域や学校などにおいても、様々な形で消費者教育の推進に取り組んできました。
- しかし、消費者をめぐる状況は厳しく、消費生活と経済社会との関わりが、グローバル化、高度情報化の進展等により多様化・複雑化し、地域・家族のつながりが弱まる中、消費者被害も多様化・深刻化しています。
- 山梨県県民生活センター（以下「県民生活センター」という。）に寄せられる消費生活相談件数は、ここ数年、4,500件前後で推移しており、相談内容は、携帯・パソコンなどのワンクリック詐欺や、情報通信料の架空・不当請求、健康食品の送りつけなど多岐にわたり、新たな消費者被害も発生しています。
- 消費者トラブルを未然に防止し、被害の拡大を防ぐためには、関係法令等の適正な執行だけでなく、消費者が消費生活に関する知識を得ることや、適切な行動ができる実践的な能力を育んでいくことがより一層必要となっています。
- 国では、平成24年12月、消費者教育を総合的・一体的に推進することを目指して、消費者教育の推進に関する法律（以下「消費者教育推進法」という。）を施行し、その中で、消費者が消費行動を通じて、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する「消費者市民社会」という考え方を明示しました。さらに、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）では、「被害に遭わない消費者、合理的決定ができる自立した消費者にとどまらず、社会の一員として、よりよい市場とよりよい社会の発展のために積極的に関与する消費者を育成する」こととしています。
- また、消費者教育推進法において、都道府県は、消費者教育の推進に関し、その区域の社会的・経済的状況に応じた施策を策定・実施する責務を有するとして、基本方針を踏まえ、消費者教育推進計画を定めることとされました。

- このため、県では、消費者、消費者団体、事業者、事業者団体、市町村などとの連携と協働のもと、消費者教育を総合的・体系的に推進していくため、「やまなし消費者教育推進計画（仮称）」を策定することとしました。

2 計画の位置付け

この計画は、消費者教育推進法第10条に基づき、国の基本方針を踏まえて策定する計画です。

3 計画の期間

国の基本方針が平成29年度までを対象としていることから、平成26年度から平成29年度までの4年間とします。

4 消費者教育推進地域協議会

消費者教育推進法第20条に基づき設置した、消費者、消費者団体、事業者団体、学識経験者、教育関係者等で構成する「山梨県消費者教育推進地域協議会」において、消費者教育の総合的・効果的な推進のための情報交換と調整等を行います。

第2章 消費者教育の基本的な考え方

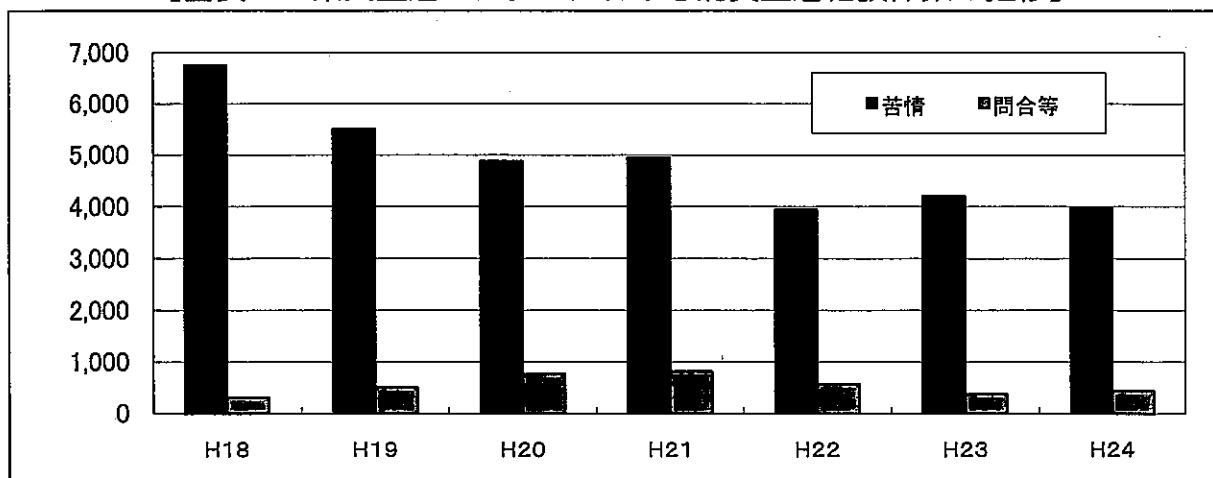
1 消費者を取り巻く現状と課題

- 私たちは、日常生活を送る上で食事をする、衣服を着る、街で買い物をする、電車や車で通勤・通学する、本やテレビ、インターネットなどで娯楽を楽しむ、電話で家族や友人と連絡を取るなど、日々数多くの消費活動を行っています。
また、国際化・情報化が高度に進んだ現代社会では、膨大な量のモノ、力ネ、情報が急速なスピードで広範囲に流通しており、消費活動もその流れの中で相互依存関係を深めています。
- 消費者が支出する消費額は、平成24年の総額が283兆円で、国内総生産(GDP)の約6割を占めていることから、消費者の消費活動は、国内の経済社会全体に大きな影響を与えていると考えられます。
- 平成24年12月末時点の日本の個人金融資産は1,500兆円を超えており、その6割を60歳以上の層が保有しています。このため、様々な財やサービスの販売等、高齢者の資産をねらった悪質業者による消費者トラブルに備えていく必要性が高まっています。
- 日本の年齢別人口構成の長期的な推移を見ると、昭和35年には5.7%であった高齢化率（全人口に占める65歳以上人口の割合）が、平成22年には23.0%となっており、平成72年には39.9%まで上昇すると見込まれるなど、高齢化がますます進行しています。
消費生活を送る上で、商品・サービスに起因する事故や悪質事業者による不当な契約など、様々な消費者トラブルが発生していますが、特に高齢者の場合は、様々な身体能力の低下や判断力の衰えにより、消費者トラブルに巻き込まれるリスクが高まるおそれがあり、高齢者の消費生活相談件数も平成20年度以降、増加傾向にあります。
- また、平成23年のインターネットの人口普及率は約8割にのぼり、電子商取引の全国規模は、平成17年の3.5兆円から平成23年の8.5兆円へと6年間で2倍以上に増加しています。
それとともに、インターネット関連の相談が増加しており、アダルト情報サイト、インターネット通販、オンラインゲーム、SNS、ワンクリック詐欺などによる消費者被害も増加しています。

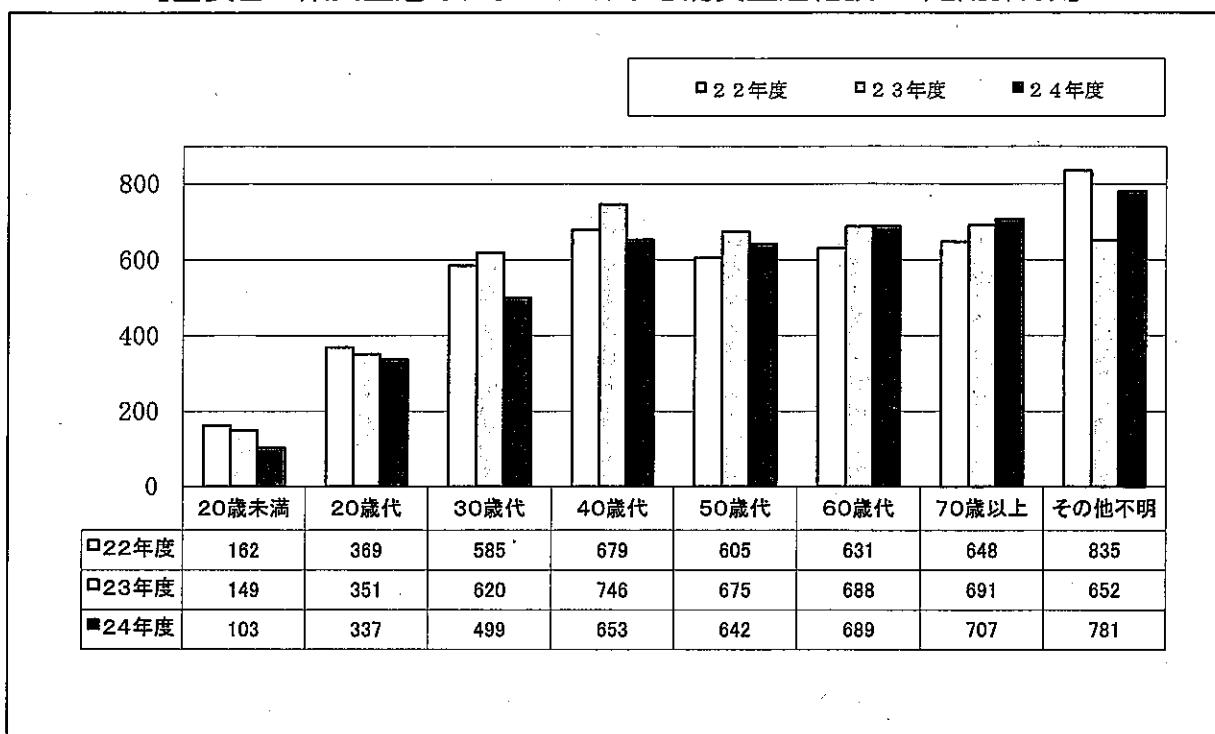
特に、若年層では、急速に普及した携帯電話、スマートフォン等の情報通信機器や、インターネットの利用による契約トラブルが増加しています。

- こうした消費者問題に対応するため、県では、県民生活センター（甲府市）とその地方相談室（都留市）を設置し、消費生活相談を行っています。
また、市町村では、2市に消費生活センターが設置され、その他の市町村には消費生活相談窓口が設置されています。
- 県民生活センターにおける消費生活相談件数は、全国的に架空・不当請求が多かった平成15・16年度と比較すると減少しているものの、ここ数年は4,500件前後の相談が県民から寄せられています。
平成24年度の県民生活センターにおける消費生活相談件数は4,411件であり、携帯・パソコンなどのワンクリック詐欺、情報通信料の架空・不当請求などの「放送・コンテンツ等」の相談が最も多くなっています。
年代別では70歳以上が最も多く、高齢者（65歳以上）からの相談割合は年々増加傾向にあります。相談内容は、70歳以上が「健康食品」、60歳代以下は「放送・コンテンツ等」が最も多くなっています。
- 県内における消費生活相談状況は、全国とほぼ同様に、急速な高齢化や高度情報化等の進展によって、地域や家族のつながりが弱まる中で、高齢者をねらった様々な悪質商法等の増加や若者のインターネット関連被害など、消費者被害も多様化・深刻化しています。自ら考え行動する自立した消費者を育成するため、ライフステージ（幼児期から高齢者までの生涯の発達段階）に応じた総合的・体系的な消費者教育の推進が求められています。

【図表1 県民生活センターにおける消費生活相談件数の推移】



【図表2 県民生活センターにおける消費生活相談の年齢別件数】



※高齢者（65歳以上）からの相談件数と全体に占める割合

H22年度 903件(20.0%)、H23年度 952件(20.8%)、H24年度 1,014件(23.0%)

【図表3 平成24年度年代別上位相談品目】

年 齢	1位	2位	3位
20歳未満	放送・コンヅツ等 (69.9%)	相談その他 (2.9%)	書籍・印刷物他 (1.9%)
20歳代	放送・コンヅツ等 (30.6%)	自動車 (8.3%)	集合住宅 (7.1%)
30歳代	放送・コンヅツ等 (27.3%)	融資サービス (8.2%)	自動車 (6.4%)
40歳代	放送・コンヅツ等 (27.7%)	融資サービス (7.5%)	商品一般 (5.2%)
50歳代	放送・コンヅツ等 (17.8%)	融資サービス (5.5%)	集合住宅 (5.5%)
60歳代	放送・コンヅツ等 (10.7%)	預貯金・証券等 (6.2%)	融資サービス (5.5%)
70歳以上	健康食品 (13.4%)	相談その他 (7.6%)	ファンド型投資商品 (6.8%)

※()内は、各年代別の相談件数に占める各相談品目の割合を記載しています。

※65歳以上の高齢者は、「健康食品」、「相談その他」、「ファンド型投資商品」の順となっています。

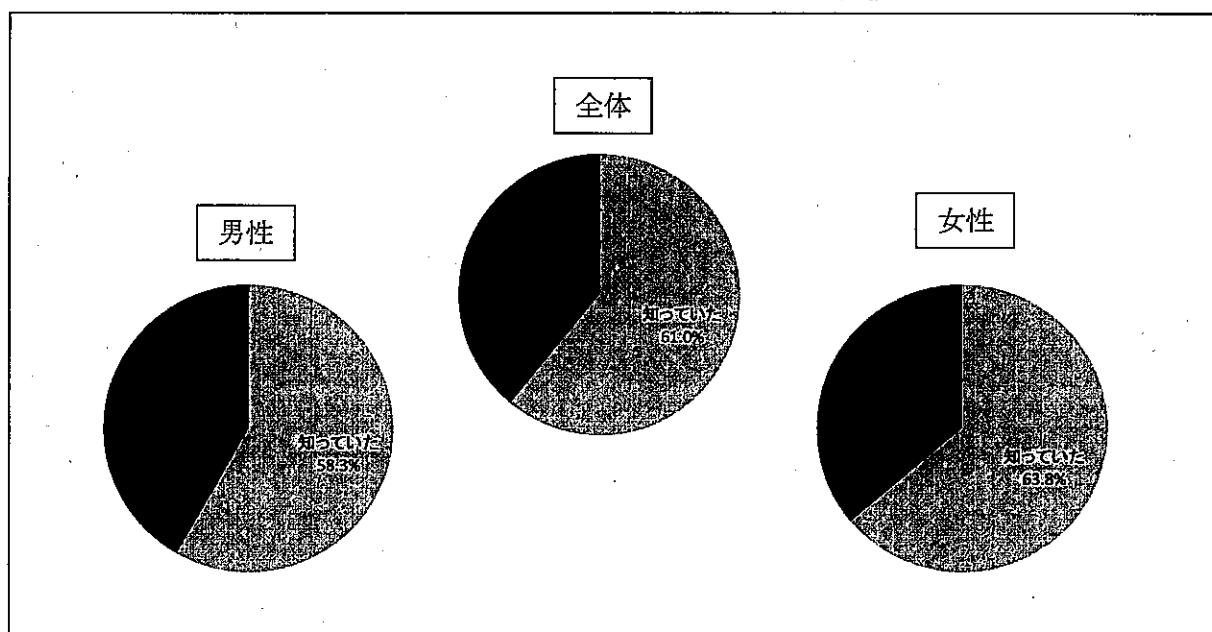
【図表4 県民生活センターにおける相談内容】

順位	項目	件数			内 容
		H24	H23	H22	
1	放送・コソゲツ等	757	883	803	携帯・パソコンなどのワンクリック詐欺、情報通信料の架空・不当請求など
2	相談その他	273	188	248	落とし物・探し物・日常生活に関すること、個人の貸借など
3	融資サービス	238	379	512	サラ金、ヤミ金、多重債務、連帯保証人、自己破産、消費者金融の過払い金など
4	商品一般	203	118	149	ハガキ・封書等による架空請求で、何の商品の請求か特定できないものなど
5	集合住宅	168	119	85	賃貸住宅の原状回復費用等、マンションの契約、賃貸アパート敷金の返還など
6	健康食品	155	63	53	健康食品等の送りつけなど
7	自動車	152	147	153	売買(新車・中古車)・整備・修理・下取り、ネット販売など
8	戸建住宅	149	147	78	売買契約、住宅リフォーム、中古住宅、外壁塗装工事など
9	インターネット通信サービス	130	92	75	光回線、ADSL等の接続回線等のインターネット通信に関連したサービス
10	ファンド型投資商品	109	71	30	商品ファンド等運用者への出資により利益を得るもの ※劇場型勧誘が目立つ
	その他	2,077	2,365	2,328	—
合計		4,411	4,572	4,514	—

※順位は平成24年度の件数による。

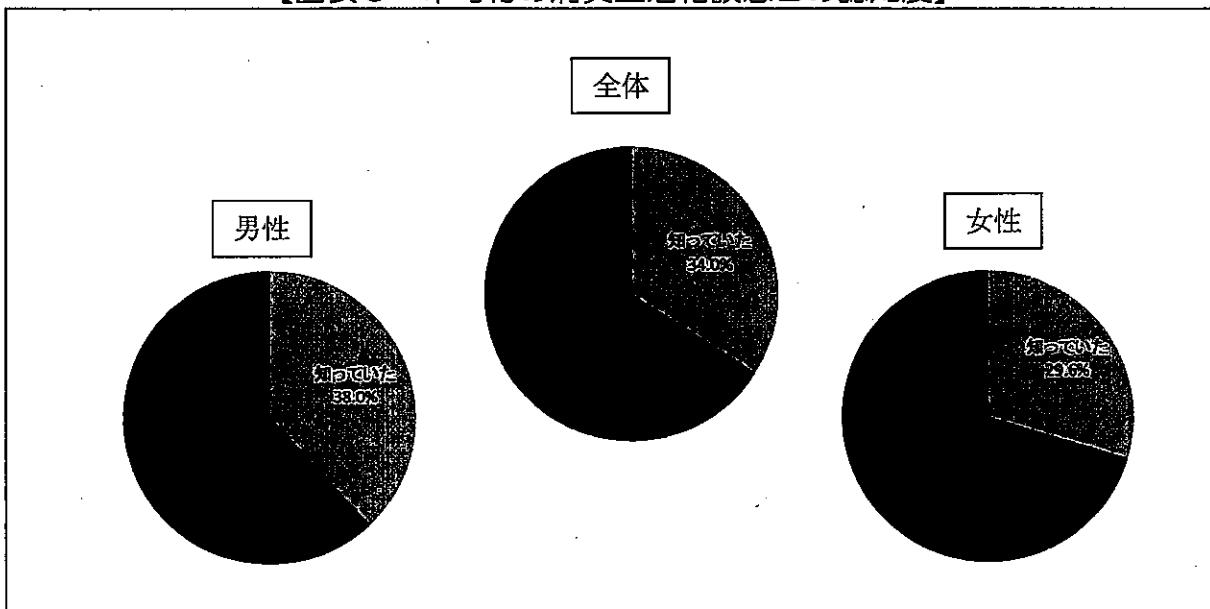
- 県が平成24年7月に実施した「消費生活に関する県政モニターアンケート調査」(以下「県政モニター調査」という。)によると、県民生活センターが消費者トラブルの解決に向けた消費者相談を実施していることを知らなかった人は、39.0%であり、自分の住んでいる市町村に、悪質商法・製品事故などの消費生活相談窓口が設置されていることを知らなかった人は66.0%でした。
- また、県が平成23年8月に実施した「山梨県消費生活に係る県民意識調査報告書」(以下「県民意識調査」という。)によると、消費生活上のトラブルにあった際に、どこにも相談しなかった人の割合は37.8%であり、どこかに相談した人(61.1%)のうち、県民生活センターへ相談した人は20.0%にとどまっています。
- 消費者トラブルの状況を県民生活センターなどの消費生活相談窓口に相談することは、被害を受けた個人が救済されるばかりでなく、トラブル情報を社会で共有することにより、トラブルの原因となった社会的な問題の解決にもつながり得ることから、相談を寄せることが重要性についての啓発が必要です。

【図表5 県民生活センターの認知度】



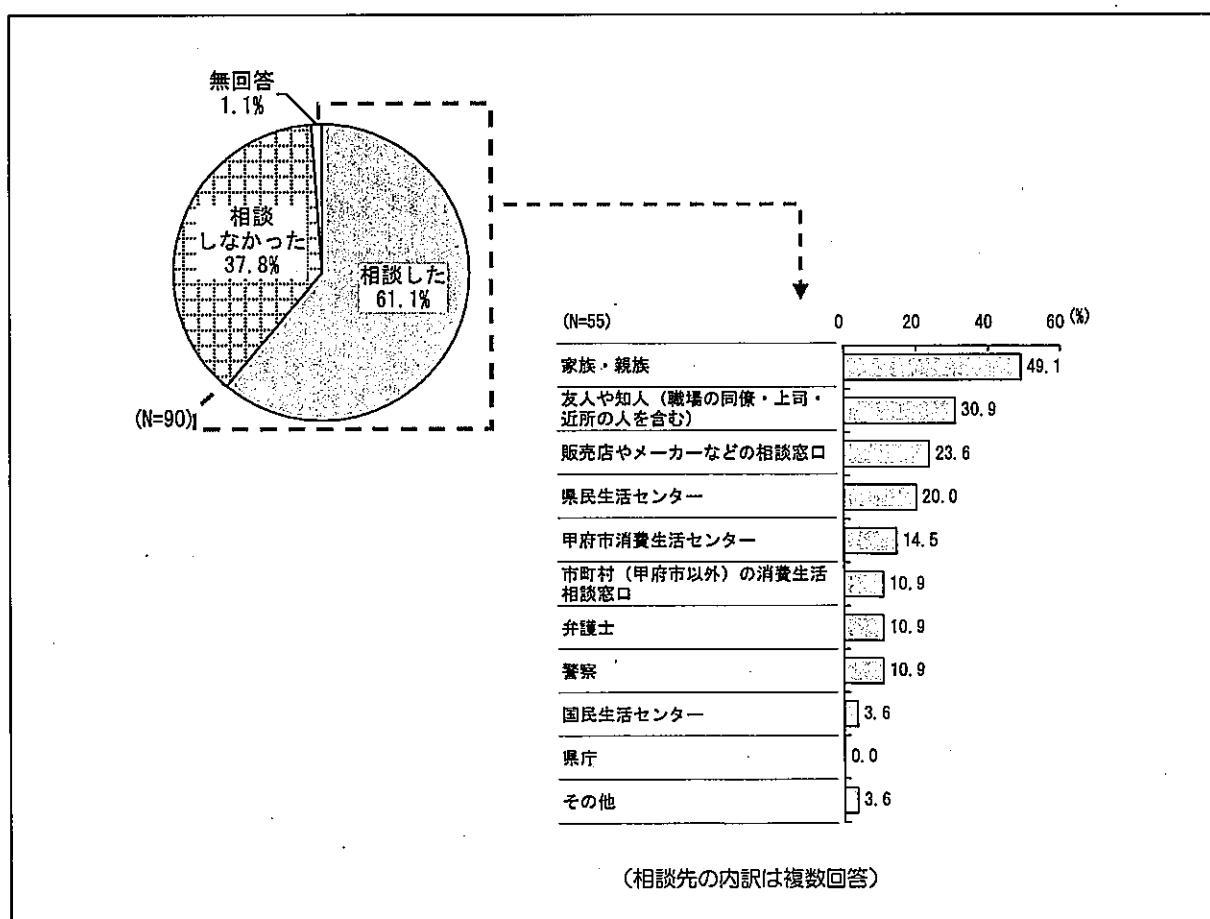
出典：消費生活に関する県政モニターアンケート調査（平成24年7月）

【図表6 市町村の消費生活相談窓口の認知度】



出典：消費生活に関する県政モニターアンケート調査（平成24年7月）

【図表7 トラブルにあった際の相談状況】



出典：山梨県消費生活に係る県民意識調査報告書（平成23年8月）

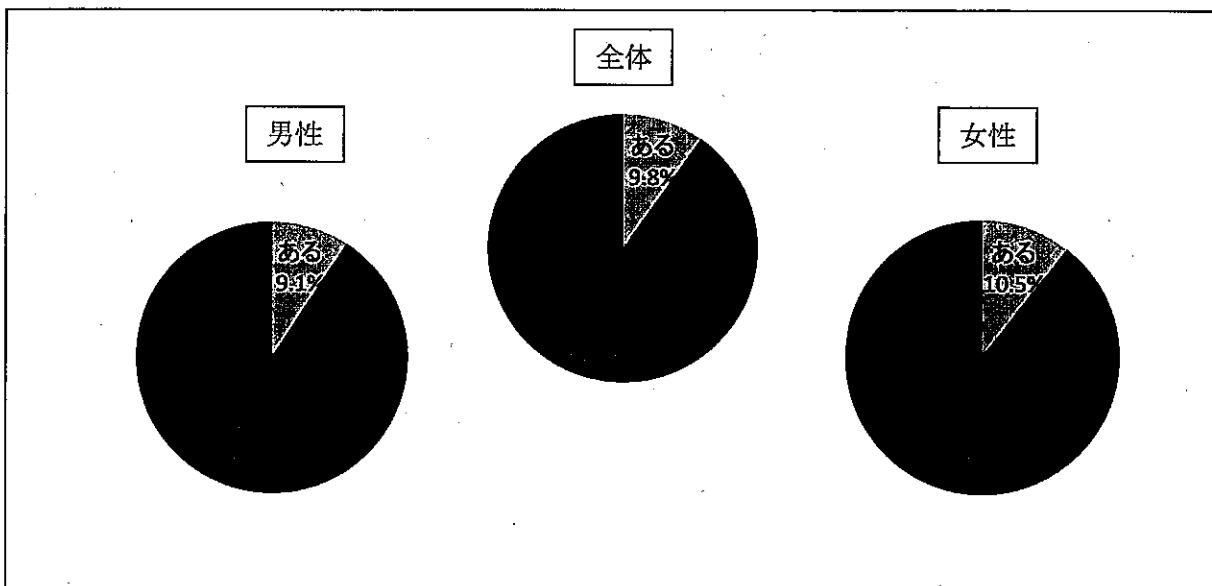
- 県民生活センターでは、消費者被害の相談だけではなく、商品・サービスの基礎知識や契約知識について情報を発信する役割を担うとともに、啓発業務として地域や学校などにおいて消費者生活講座を開催しています。

しかし、県政モニター調査によると、悪質商法・製品事故・食品偽装などの消費生活に関する講座や催しに参加したことのある人は9.8%にとどまり、参加したことがない人のうち、半数以上(55.3%)が開催していることを知らなかったと回答しています。

また、県民意識調査によると、参加したい講座は「悪質商法の手口とその対処法に関する講座」(36.8%)、「食品表示の見方など食に関する講座」(34.9%)、「環境にやさしい暮らし方に関する講座」(30.8%)の順に多くなっており、このほか、20歳代から50歳代については「インターネット利用時の注意点などの講座」が参加したい講座となっています。

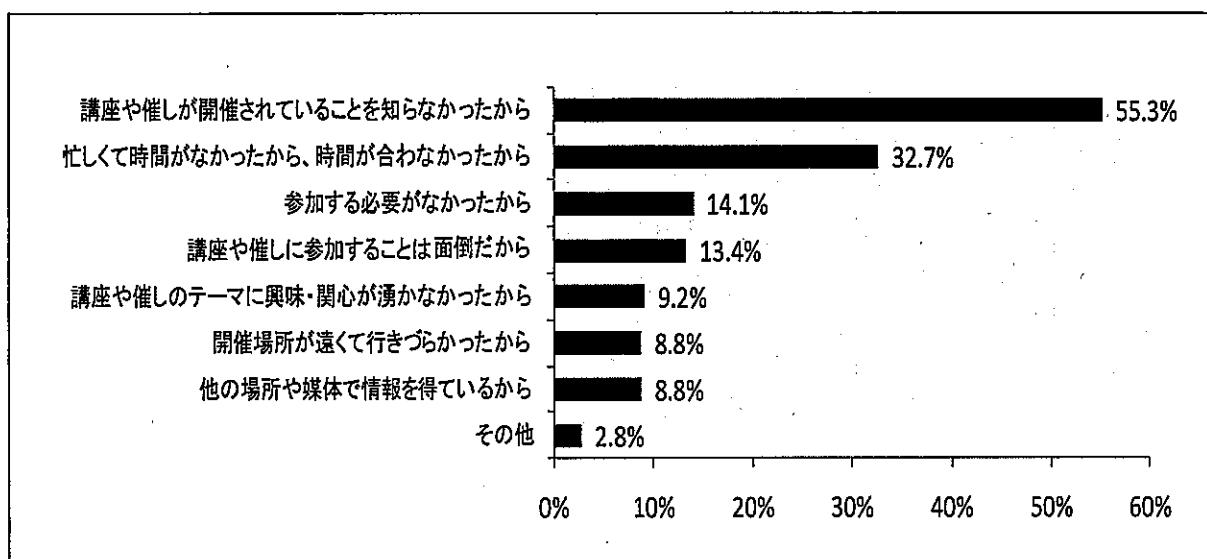
- このため、県民生活センターなどが開催する講座等について、より効果的に周知するとともに、参加希望者のニーズに応えるために、一層の工夫が必要です。
- 自立した消費者を育成するためには、地域における消費者教育が重要であることから、県民生活センターを消費者教育の拠点とし、様々な情報を集積して、地域住民に消費者教育を推進する場として、また、消費者教育の担い手を支援する場として活用することが期待されます。

【図表8 消費生活に関する講座や催しへの参加】



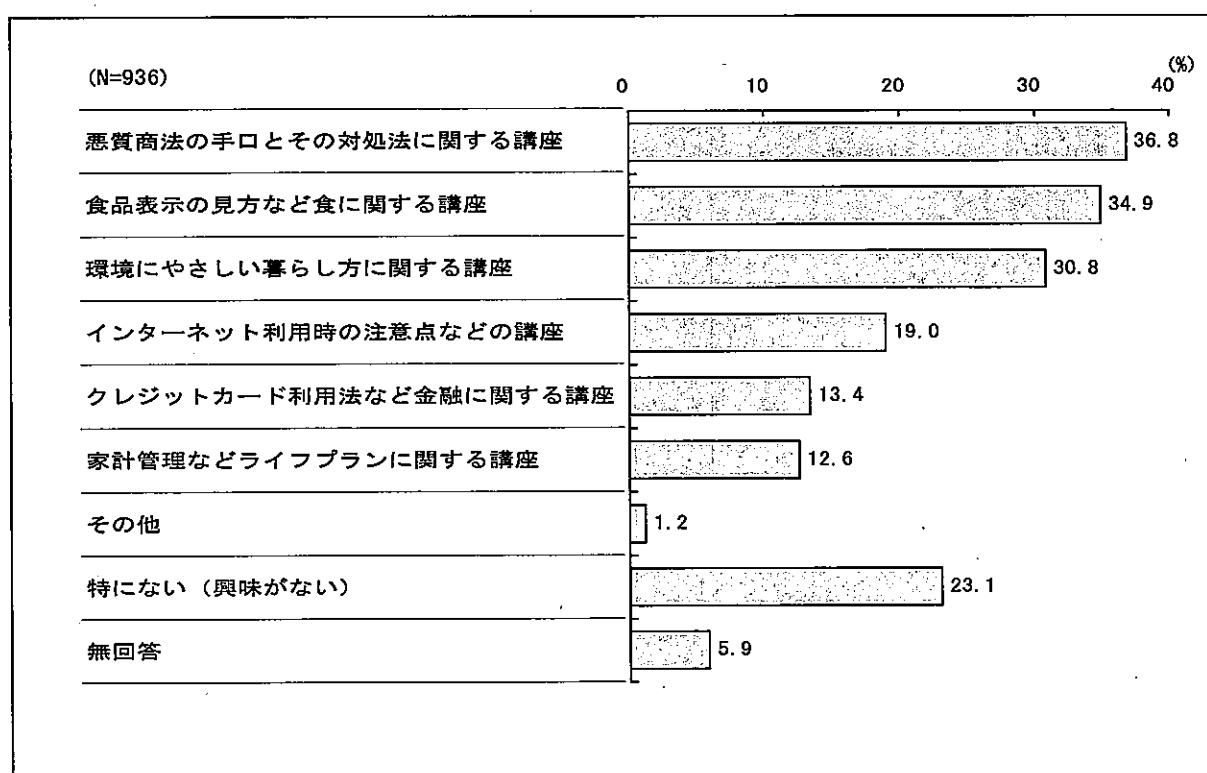
出典：消費生活に関する県政モニターアンケート調査（平成24年7月）

【図表9 参加したことがない理由】



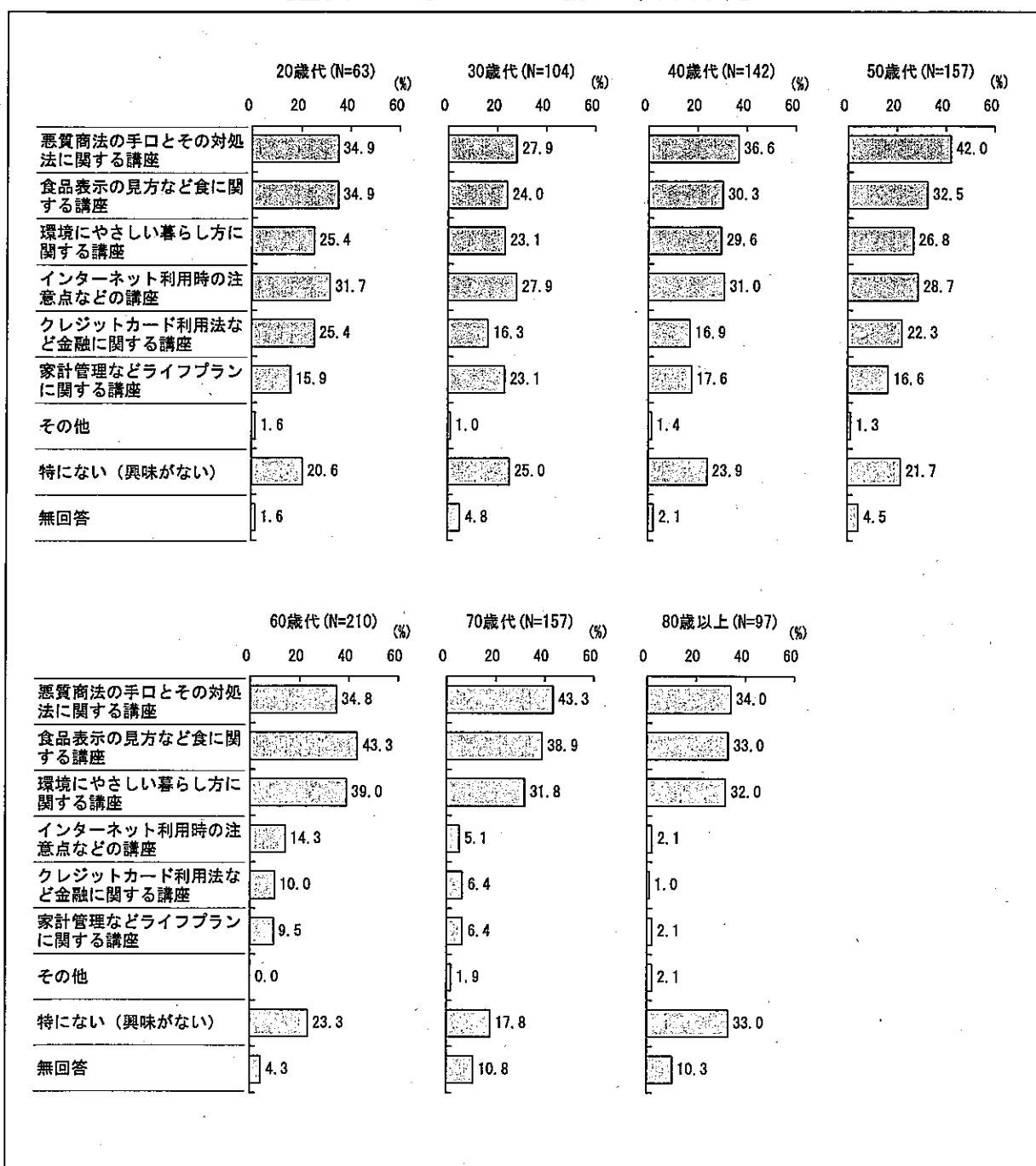
出典：消費生活に関する県政モニターアンケート調査（平成24年7月）

【図表10 参加したい講座】



出典：山梨県消費生活に係る県民意識調査報告書（平成23年8月）

【図表 11 参加したい講座（年代別）】



出典：山梨県消費生活に係る県民意識調査報告書（平成23年8月）

2 消費者教育の必要性と意義

- 消費者教育とは、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及びこれに準ずる啓発活動をいいます。
また、消費者市民社会の形成に寄与する消費者を育む消費者教育とは、被害に遭わない消費者、合理的な意思決定ができる自立した消費者にとどまらず、環境に配慮した消費行動を行うなど、社会の一員として、よりよい市場と、よりよい社会の発展のために積極的に関与する消費者を育成する教育を意味します。
- 県民が安心して、安全で豊かな消費生活を営むことのできる社会を実現するためには、消費者被害防止のための情報提供や厳格な法執行とともに、消費者自身が合理的な意思決定を行い、被害を認識し、危害を回避し、被害に遭った場合には適切に対処することができる能力を身に付けることが重要です。
また、高齢者・障害のある人など生活に支援が必要な者を「見守る」人を育成する消費者教育も重要です。
- さらに、国内総生産(GDP)の約6割を個人消費支出が占めていることからも明らかのように、消費者の消費活動は国内の経済社会の大きな影響を与えています。持続可能な社会を形成する上で、環境、資源エネルギー等に与える消費活動の影響を自覚する消費者を育成することが重要です。
こうした消費者の社会的役割を認識し、消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解と関心を深めながら、自ら考え方行動する自立した消費者を育成するための消費者教育を体系的・総合的に推進する必要があります。

△ 消費者教育

会社の経営者、サラリーマン、医者、教師、学生など、どんな職業の人も、みな「消費者」です。人が消費者として自立できるためには、その時代、社会に応じて、様々な知識と、適切な行動がとれる実践的な能力を身に付けなければなりません。自立を助けるための働きかけが、消費者教育です。

また、自立とは、個人としての自立だけではなく、社会の一員として行動することも含まれます。

△ 消費者市民社会

消費者の社会的役割や消費者教育推進の在り方を考える際に、社会に関する共通認識となる概念のこととで、一人一人の消費者が、自分だけでなく周りの人々や、将来生まれる人々の状況、内外の社会経済情勢や地球環境にまで思いを馳せて生活し、社会の発展と改善に積極的に参加する社会のことを意味します。

例えば、消費者トラブルに遭ったり、契約方法や内容に疑問を感じたら、一人で悩まずに、消費生活センターに相談を持ち込むことも、消費者市民社会に参画することの一つです。相談により情報が集まることで、問題のある事業者に対する措置がとられ、更なるトラブルの防止に役立ちます。そのことでさらに問題のある事業者が淘汰され、健全に取引を行うものだけが残るようになります。

このように、自分のことだけではなく、社会に与える影響も考えて一人一人の消費者が行動していくことが、公正で持続可能な社会の実現に向けた消費者市民社会の形成につながります。

3 消費者教育が育むべき力

消費者教育の範囲は広く、消費生活のあらゆる領域に関連しますが、国の方針においては、その対象領域を次のとおり4つに分類し、それぞれの領域で消費者教育が育むべき力が示されています。

(1) 消費者市民社会の構築に関する領域

- ① 自らの消費が環境、経済、社会及び文化等の幅広い分野において、他者に影響を及ぼし得るものであることを理解し、適切な商品やサービスを選択できる力
- ② 持続可能な社会の必要性に気づき、その実現に向けて多くの人々と協力して取り組むことができる力
- ③ 消費者が、個々の消費者の特性や消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、主体的に社会参画することの重要性を理解し、他者と協働して消費生活に関連する諸課題の解決のために行動できる力

(2) 商品等やサービスの安全に関する領域

- ① 商品等やサービスの情報収集に努め、内在する危険を予見し、安全性に関する表示等を確認し、危険を回避できる力
- ② 商品等やサービスによる事故・危害が生じた際に、事業者に対して補償や改善、再発防止を求めて適切な行動をとることができる力

(3) 生活の管理と契約に関する領域

- ① 適切な情報収集と選択による、将来を見通した意思決定に基づき、自らの生活の管理と健全な家計運営をすることができる力
- ② 契約締結による権利や義務を明確に理解でき、違法・不公正な取引や勧誘に気づき、トラブルの回避や事業者等に対して補償、改善、再発防止を求めて適切な行動をとることができる力

(4) 情報とメディアに関する領域

- ① 高度情報化社会における情報や通信技術の重要性を理解し、情報の収集・発信により消費生活の向上に役立てることができる力
- ② 情報、メディアを批判的に吟味して適切な行動をとるとともに、個人情報管理や知的財産保護等、様々な情報を読み解く力を身に付け、活用できる力

4 消費者教育の状況

(1) 国の状況

- 消費者基本法（平成16年6月施行）では、国には「消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、消費者が生涯にわたって消費生活について学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な措置を講ずる」ことが求められています。
- 平成21年9月、国における消費者行政の司令塔となる消費者庁と、消費者行政全般への監視機能を有する消費者委員会が設置され、消費者・生活者の視点に立った行政が推進されることになりました。
平成23年度には、消費者庁に消費者教育推進会議が、文部科学省に消費者教育推進委員会がそれぞれ設けられ、消費者教育のあり方等について検討が行われました。
- こうした中、「消費者教育の機会が提供されることが、消費者の権利」であることを踏まえ、消費者教育を総合的・一体的に推進することを目指して、平成24年12月、消費者教育推進法が施行され、平成25年6月には、基本方針が策定されました。

(2) 県の状況

- 県では、「山梨県消費生活の保護に関する条例」を平成18年4月に、消費者の権利の尊重と自立支援を基本理念とする「山梨県消費生活条例」として改正し、消費者施策を推進してきました。
また、「消費生活センター」と「県民相談センター」を統合して「県民生活センター」を設置し、消費生活に関する相談に応じるとともに、知識の啓発、情報の収集・提供を行っています。
- さらに、平成21年3月に造成した山梨県消費者行政活性化基金（以下「活性化基金」という。）を活用し、相談窓口の充実・強化や消費者教育、消費者被害防止等の普及啓発に取り組んでいます。
- 消費者教育推進法において、「消費者教育推進地域協議会」の設置に努めることとされたことから、本県では、消費者、消費者団体、事業者団体、学識経験者、

教育関係者等を構成員とした山梨県消費生活審議会が、消費者教育を推進する消費者教育推進地域協議会の役割を担うこととしました。この消費者教育推進地域協議会を結節点として、地域の多様な主体の連携と協働により消費者教育の推進していくことが重要です。

(3) 市町村の状況

- 甲府市と富士吉田市においては消費生活センターが設置され、その他の市町村には消費生活相談窓口が設置されており、富士吉田市消費生活センターは、富士五湖広域相談窓口（富士河口湖町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村）としての役割も担っています。また、7市（甲府市、富士吉田市、都留市、大月市、韮崎市、南アルプス市、上野原市）に専任の消費生活相談員が配置されています。
- また、活性化基金を活用した消費者被害の防止に向けたキャンペーンの実施、啓発講座の開催など、地域に密着した様々な啓発活動や消費者教育が推進されています。
- 消費者教育推進法では、市町村も消費者教育推進計画の策定や消費者教育推進地域協議会の設置に努め、それぞれの地域の特性に応じた消費者教育を推進していくことを定めています。住民に身近な消費生活相談体制の充実や、地域の特性に応じた啓発活動などが求められています。

(4) 学校教育の状況

- 学校教育では、平成元年の学習指導要領改訂の際に消費者教育が導入されました。
その後、平成10年及び平成11年の改訂を経て、平成20年3月には、学校教育の目標が、「児童生徒の生きる力を育むことを目指し、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の能力を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うことである」とされました。
- その理念を踏まえた学習指導要領が、平成23年度から小学校で、平成24年度から中学校で全面実施され、平成25年度から高等学校では年次進行で実施されており、社会科、公民科、家庭科、技術・家庭科などを中心に消費者教育の取り組みが進められています。学習指導要領に基づく教育の一層の充実のため、教員指導力の向上や教育内容の工夫等が必要です。

第3章 計画の目標と取組

1 計画の体系

この計画は、消費者教育の推進について、3つの基本目標と、その下に14の基本方針を定め、目標ごとに消費者教育に関する具体的な施策を示し、総合的な取組を進めます。

また、本計画期間中に、2つの重点施策を定め、優先的に取り組みます。

基本目標I ライフステージや場の特性に応じた体系的な消費者教育の推進

《基本方針》	《具体的な施策》
1 学校教育等における消費者教育の推進	1 幼児期における消費者教育の推進 2 小学校期における消費者教育の推進 3 中学校期における消費者教育の推進 4 高等学校期における消費者教育の推進 5 大学・専門学校等における消費者教育の推進
2 地域社会における消費者教育の推進	1 高齢者・障害のある人に対する消費者教育の推進 2 若者に対する消費者教育の推進 3 成人一般に対する消費者教育の推進 4 家庭における消費者教育の推進 5 市町村における消費者教育の取組支援
3 職域における消費者教育の推進	1 従業者への消費者教育の推進 2 顧客の声をいかした消費者への情報提供

基本目標II 消費者教育の人材（担い手）の育成

《基本方針》	《具体的な施策》
1 幼・小・中・高等学校等における教職員の指導力の向上	1 県民生活センター等と連携した研修の実施 2 全国的な研修会等への参加や指導事例集の活用
2 大学等における教職員の指導力の向上	1 消費者啓発講座等の活用促進
3 地域人材の育成	1 市町村の取組に対する支援 2 地域における消費者教育の調整役(コーディネーター)の配置等の検討

基本目標Ⅲ 関連する教育及び消費生活に関する施策との連携

《基本方針》

《具体的な施策》

1 環境教育との連携	1 実践につながる環境教育の推進 2 学校教育等における環境教育との連携
2 食育との連携	1 家庭における食育の推進 2 学校教育等における食育の推進 3 地域活動としての食育の推進
3 金融経済教育との連携	1 学校教育における金融経済教育の推進 2 一般消費者向け金融経済教育の推進
4 国際理解教育との連携	1 学校教育における国際理解教育の推進
5 法教育との連携	1 学校教育における法教育の推進
6 消費者の安全・安心の確保	1 消費者に対する情報提供 2 リスクコミュニケーションの促進
7 消費者の意見の反映	1 山梨県消費者教育推進地域協議会等の開催 2 消費者生活に関する県民意識調査結果等の反映
8 苦情処理・紛争解決の促進	1 県民生活センターや市町村の相談体制の充実 2 様々な被害に対応できる相談窓口等の周知

重点施策

重点施策1 高齢者・障害のある人に対する消費者教育の推進

重点施策2 小学校期・中学校期・高等学校期における消費者教育の推進

県民生活センター

- ・消費者教育、人材育成（消費生活講座の実施、講師派遣、消費生活相談員の養成など）
 - ・県内の消費生活相談業務（「あっせん業務」を含む）
 - ・情報提供業務（消費者問題解決のための情報、商品知識に関する情報、広報資料の発行）
 - ・特定商取引法、景品表示法等に関する業務（調査、指導など）
- 『消費者教育推進の拠点』

2 重点施策

ライフステージに応じた総合的、体系的な消費者教育を推進するための様々な施策の中で、特に、次の施策に重点的に取り組みます。

重点施策1 高齢者・障害のある人に対する消費者教育の推進

『消費者教育の拠点』である県民生活センターが、市町村や関係団体等と連携して、高齢者・障害のある人等、地域で消費者被害に遭うリスクの高い消費者に対する消費者教育を実施するとともに、消費者団体や事業者団体、福祉関係者などに対しても、消費者教育を実施し、高齢者・障害のある人等を地域で見守るネットワークの構築を目指します。

(主な施策)

- ・地域の見守りネットワークの構築
- ・福祉関係者等への消費生活講座等の実施
- ・消費者被害防止のための啓発活動の推進
- ・消費者教育を推進する調整役（コーディネーター）の配置等の検討

重点施策2 小学校期・中学校期・高等学校期における消費者教育の推進

小・中・高等学校の学習指導要領では、消費者教育の授業内容の導入が図られており、その趣旨の周知徹底を図りながら、各教科において充実した消費者教育を行っていきます。

また、教科だけではなく、総合的な学習の時間なども含めた教育活動の全体を通じて、すべての児童生徒の発達段階に応じた消費者教育を推進し、自立した消費者市民を育てるよう、消費者教育の一層の推進に努めます。

(主な施策)

- ・消費者教育に関する授業等の充実
- ・教職員の指導力の向上
- ・県民生活センターと山梨県金融広報委員会*等が連携した取組の推進

*山梨県金融広報委員会（以下、「県金融広報委員会」という。）

県金融広報委員会は、「健全で合理的な家計運営」のために、暮らしに身近な金融に関する情報普及活動を行う「中立・公正」な団体です。昭和25年の発足以来、山梨県、財務省関東財務局甲府財務事務所、日本銀行甲府支店が協力して、県内各地で金融教育活動を展開しています。

3 基本目標、基本方針、具体的な施策

基本目標Ⅰ ライフステージや場の特性に応じた体系的な消費者教育の推進

消費者教育は、知識を一方的に与えるのではなく、日常生活の中での実践的な能力を育み、社会の消費者力の向上を目指して行われるべきものです。

このため、幼児期から高齢期までのライフステージに応じ、また、家庭、学校、地域、職域その他の様々な場の特性に応じた消費者教育が受けられるよう、体系的な取組を推進します。

- ・消費者教育シンポジウム等の開催（消費生活安全課）
- ・消費者啓発教材の活用・作成（県民生活センター）

基本方針1 学校教育等における消費者教育の推進

学校教育では、教育基本法や学校教育法の基本理念を踏まえ、児童生徒の「生きる力」を育むことを目指し、学習指導要領に基づき、児童生徒が自立した消費者として成長するための基盤を培う消費者教育に関する授業や外部講師による啓発講座等を実施することで、児童生徒の発達段階に応じた消費者教育を推進します。

〔具体的な施策1〕 幼児期における消費者教育の推進

幼児期では、実際の買い物体験等を通して、お金や物の価値、消費者としてのルールやマナーを学習する消費者教育を実施します。

また、県金融広報委員会が実施する金融広報アドバイザーの派遣や教職員向けの研修会などを活用した消費者教育を実施します。

- ・消費者教育ポータルサイトの紹介、活用促進（児童家庭課、私学文書課）
- ・子育て支援団体等を活用した啓発（児童家庭課）
- ・子どもの事故防止に向けた情報発信、啓発（県民生活センター）

〔 *消費者教育ポータルサイト

消費者庁が運営する、消費者教育の教材・サービス等の情報を提供するサイトです。

<http://www.caa.go.jp/kportal/index.php>

〔具体的な施策2〕 小学校期における消費者教育の推進

小学校段階では、3・4学年の社会科において、地域の生産や販売に携わっている人々の活動を、5・6学年の家庭科において、身近な消費生活と環境を学習します。

また、身近な物の選び方や買い方、環境に配慮した物の使い方やインターネット・携帯電話などの使い方の注意点を学習する消費者教育を実施します。

さらに、県金融広報委員会が実施する金融広報アドバイザーの派遣や教職員向けの研修会などを活用した消費者教育を実施します。

- ・学習指導要領に基づく指導（私学文書課、義務教育課）
- ・授業実践例のホームページへの掲載（義務教育課）
- ・出前講座（若者教室）の活用促進（県民生活センター）
- ・子どもの事故防止に向けた情報発信、啓発（県民生活センター）《再掲》

〔具体的な施策3〕 中学校期における消費者教育の推進

中学校段階では、社会科（公民的分野）において、国や地方公共団体が消費者政策を推進する役割を担っていることや、どのような消費者行政が行われているのかなど消費者の保護について、技術・家庭科（家庭分野）において、消費者の基本的な権利と責任等について学習する消費者教育を実施します。

また、インターネット・携帯電話などの使い方の注意点を学習するなど、生徒が自立した消費者として成長するための基盤を培う消費者教育を実施します。

さらに、県金融広報委員会が実施する金融広報アドバイザーの派遣や教職員向けの研修会を活用した消費者教育を実施します。

- ・学習指導要領に基づく指導（私学文書課、義務教育課）《再掲》
- ・授業実践例のホームページへの掲載（義務教育課）《再掲》
- ・出前講座（若者教室）の活用促進（県民生活センター）《再掲》
- ・子どもの事故防止に向けた情報発信、啓発（県民生活センター）《再掲》

〔具体的な施策4〕 高等学校期における消費者教育の推進

高等学校段階では、公民科において、消費者に関する問題を指導するほか、家庭科において、消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任、消費生活と生涯を見通した経済の管理や計画などを指導する消費者教育を実施します。

また、インターネット・携帯電話などの使い方の注意点を学習するなど、生徒が自立した消費者として成長するための消費者教育を実施します。

さらに、学校では担えない専門的な知識や実社会の状況をより具体的に伝えるため、県民生活センターや県金融広報委員会を活用した消費者教育を実施します。

- ・学習指導要領に基づく指導（私学文書課、高校教育課）《再掲》
- ・授業実践例のホームページへの掲載（高校教育課）
- ・出前講座（若者教室）の活用促進（県民生活センター）《再掲》
- ・子どもの事故防止に向けた情報発信、啓発（県民生活センター）《再掲》
- ・若者向けの啓発リーフレットの配布（県民生活センター）

〔具体的な施策5〕大学・専門学校等における消費者教育の推進

成年と未成年が混在する大学等においては、消費者の権利と責任が大きく変化することを踏まえ、学生の持つ様々な側面に応じ、大学等として積極的に消費者教育に取り組むことが必要です。

大学等は、社会的経験の浅い学生が、安心して充実した学生生活を送るための支援を行う役割を担っており、学生に対して、入学ガイダンス等のなるべく早い段階で、契約に関するトラブルやその対処方法について啓発を行うことが重要です。

県民生活センターによる学生や職員等を対象とした消費生活講座等の実施や、県金融広報委員会による金融講座の活用により、大学等が行う消費者教育を支援します。

- ・大学と連携した消費者被害に関する講座の実施（消費生活安全課）
- ・出前講座（若者教室）の活用促進（県民生活センター）《再掲》
- ・消費生活地域講座の実施（消費生活安全課）
- ・若者向けの啓発リーフレットの配布（県民生活センター）《再掲》
- ・大学と連携した消費者啓発教材の作成（県民生活センター）

基本方針2 地域社会における消費者教育の推進

自立した消費者を育成するためには、地域においても消費者教育に取り組むことが重要です。県民生活センターや市町村の消費生活センター・消費生活相談窓口は、消費者被害の相談だけではなく、商品・サービスの基礎知識や契約知識について情報を発信する役割を担い、啓発活動として各種講座等を実施しています。

県民生活センターは、市町村や関係団体等と連携して、高齢者や若者等にライフス

テージに応じた学習の情報や機会を提供するとともに、高齢者等を地域で見守るネットワークの構築に努めます。

また、消費者教育を担う多様な主体をつなぎ、間に立って調整する役割を担うコーディネーターの配置等について検討します。

〔具体的な施策1〕高齢者・障害のある人に対する消費者教育の推進

高齢社会の進行や核家族化が進行する中で、孤立しがちな高齢者や障害のある人等を地域で支え合うための仕組みが求められており、直接、高齢者・障害のある人等に対して消費者教育を実施するだけでなく、積極的に高齢者・障害のある人等のところに出向き、双方向のコミュニケーションをとる「アウトリーチ」という手法（訪問支援）も有効であることから、地域の支え合いの仕組みである見守りネットワークの活動の中で、消費者教育、啓発活動を実施することも重要となります。

そこで、県民生活センターは、老人クラブや介護予防教室など地域の高齢者が集まる機会を捉え、消費生活講座等を実施します。

また、市町村や関係団体等と連携を図りながら、地域の見守りを行う消費者団体、町内会、福祉関係者等に消費生活講座等を実施し、高齢者・障害のある人等を地域で見守る安全安心ネットワークの構築を目指します。

- ・支援者（介護サービス事業者や自立支援事業者）に対する啓発の実施（県民生活センター、長寿社会課、障害福祉課）
- ・高齢者の消費者被害防止に向けた啓発事業の実施（消費生活安全課）
- ・出前講座（高齢者教室）の活用促進（県民生活センター）
- ・消費生活地域講座の実施（消費生活安全課）《再掲》
- ・ことぶき勧学院における講座の実施（社会教育課）
- ・支援者向けのパンフレットの配布（消費生活安全課）

〔具体的な施策2〕若者に対する消費者教育の推進

契約や取引の知識・経験が乏しい若者は、悪質商法やインターネット関連の消費者被害に遭うことが多いことから、高等学校期までに身に付けた基礎を踏まえつつ、社会人として求められる知識等について、若者向けのパンフレット等を活用しながら、消費者教育や啓発活動を実施します。

- ・出前講座（若者教室）の活用促進（県民生活センター）《再掲》
- ・若者向けの啓発リーフレットの配布（県民生活センター）《再掲》
- ・消費生活地域講座の実施（消費生活安全課）《再掲》

〔具体的な施策3〕成人一般に対する消費者教育の推進

消費者被害防止にための啓発活動や各種啓発講座の開催、消費生活情報誌の発行、チラシ・パンフレットの配布やホームページの充実等により、一般消費者が悪質商法等の消費者被害に遭わないための消費者教育や啓発活動を実施します。

- ・出前講座（地域消費者教室）の活用促進（県民生活センター）
- ・消費生活地域講座の実施（消費生活安全課）《再掲》

〔具体的な施策4〕家庭における消費者教育の推進

家庭では、金銭管理や物を大切に扱うことをはじめ、環境教育や食育、携帯電話やインターネットの使い方や物の安全な使い方について子どもに身に付けさせるなど、保護者による教育が重要であることから、家庭での消費者教育を支援する啓発活動や情報提供を行います。

- ・出前講座の活用促進（県民生活センター）
- ・子どもの事故防止に向けた情報発信、啓発（県民生活センター）《再掲》

〔具体的な施策5〕市町村における消費者教育の取組支援

消費者教育推進法では、市町村においても、それぞれの地域の特性に応じて消費者教育を推進していくことを定めています。

特に、高齢者・障害のある人や家庭などにおける消費者教育について、住民に身近な市町村が果たす役割は重要であることから、市町村におけるライフステージに応じた消費者教育を推進する取組を支援します。

- ・市町村に対する消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置に対する支援（消費生活安全課）

基本方針3 職域における消費者教育の推進

消費者教育推進法第14条では、「事業者は、その従業者に対し、研修を実施し、又は事業者団体等が行う講習会を受講させること等を通じ、消費生活に関する知識及び理解を深めるよう努める」とこととされていることから、職域における消費者教育を支援します。

〔具体的な施策1〕従業者への消費者教育の推進

就職して社会に出ると、社会人として自ら合理的に判断し行動することが求められます、学校教育の中で得た知識と社会に出てから必要となる知識は必ずしも一致しないことから、事業者の従業者に対する消費者教育が重要となります。

社員研修等に県民生活センターから講師を派遣するなど、職域での消費者教育を支援します。

- ・出前講座（地域消費者教室）の活用促進（県民生活センター）《再掲》

〔具体的な施策2〕顧客の声をいかした消費者への情報提供

事業者が直接的、間接的に消費者の声を聴き、その声を事業者自らが顧客満足度の向上にいかすことは、事業活動として重要であることから、消費者市民社会の構築に向け、消費者の声を反映した商品やサービスの提供に取り組めるように、国のホームページ等を活用した情報提供に努めます。

- ・消費者教育ポータルサイトなどの活用による情報提供（消費生活安全課、県民生活センター）

基本目標II 消費者教育の人材（担い手）の育成

家庭、学校、地域、職域その他の様々な場において、消費者教育を活性化していくためには、単独の主体だけではなく、行政機関や消費者団体等の様々な関係者が、相互に連携して取り組むことがより効果的です。

また、専門家（弁護士、司法書士等）を積極的に活用しながら、地域住民の意識を高めていくとともに、多様な消費者教育の機会を充実することが重要になります。

このため、消費者教育の拠点である県民生活センターは、消費者教育の推進に向け

て、多様な主体が連携・協働した体制づくりと様々な消費者教育の人材(担い手)の育成に取り組みます。

また、多様な主体の連携に重要な役割を担う調整役（コーディネーター）の育成等について検討します。

基本方針1 幼・小・中・高等学校等における教職員の指導力の向上

幼・小・中・高等学校等の教職員には、消費者教育の推進役としての役割が期待されることから、その指導力の向上を図ることが重要となります。

国では教科横断的なカリキュラムや教材の開発について調査研究し、その成果を提供することとしていることから、それらの活用を幼・小・中・高等学校等の教職員に働きかけるとともに、県民生活センターや総合教育センターの教職員向け研修会を活用するなど、教職員研修の充実を図ります。

〔具体的な施策1〕県民生活センター等と連携した研修の実施

教職員研修を効果的に実施するために、県民生活センター等の教職員向け研修会を活用するなど、教職員研修の充実を図ります。

- ・出前講座（教職員研修）の実施（県民生活センター、総合教育センター）

〔具体的な施策2〕全国的な研修会等への参加や指導事例集の活用

国が実施する消費者教育に関する全国的な研修会への参加や指導事例集の活用を幼・小・中・高等学校等の教職員に働きかけます。

- ・消費者教育教材の配布（県民生活センター）
- ・国の調査研究結果を活用した情報提供（県民生活センター）

基本方針2 大学等における教職員の指導力の向上

大学等での消費者教育や啓発活動は、学生のみならず、教員、職員に対しても実施することが重要であることから、学生の生活支援を行う部署が消費者問題について適切な対応ができるよう、県民生活センターや県金融広報委員会の講座を活用した大学等における教職員の指導力の向上の取組を支援します。

〔具体的な施策1〕消費者啓発講座等の活用促進

消費者啓発講座等に、学生だけでなく教職員にも参加してもらうことを働きかけるなど、大学等が実施する教職員の消費生活問題についての理解を深め、学生に対する指導力の向上を図るための取組を支援します。

- ・出前講座（若者教室、地域消費者教室）の実施（県民生活センター）《再掲》
- ・消費者啓発講座等の情報提供（県民生活センター）

基本方針3 地域人材の育成

県民生活センターにおいて、消費者教育の人材育成に取り組むとともに、市町村や消費者団体等、多様な主体の連携に重要な役割を担う調整役（コーディネーター）の配置等について検討します。

〔具体的な施策1〕市町村の取組に対する支援

市町村における消費者教育の推進と消費者教育の担い手を育成する取組を支援します。

- ・消費生活センター相談員等レベルアップ研修の実施（県民生活センター）
- ・出前講座（消費生活相談員研修）の実施（県民生活センター）
- ・消費者教育推進に係る情報提供（県民生活センター）

〔具体的な施策2〕地域における消費者教育の調整役（コーディネーター）の配置等の検討

地域における多様な主体の連携による体系的な消費者教育の推進に重要な役割を担う調整役（コーディネーター）の配置等について検討します。

- ・県委嘱の消費生活相談員（85名）による消費生活相談、消費者啓発（消費生
活安全課、県民生活センター）
- ・出前講座（消費生活相談員研修）の実施（県民生活センター）《再掲》
- ・消費者団体の取組への支援（消費生活安全課）
- ・多様な主体の連携を図るためのコーディネーターの配置等の検討（消費生活
安全課、県民生活センター）

基本目標Ⅲ 関連する教育及び消費生活に関する施策との連携

消費者教育推進法第3条では、「環境教育、食育、国際理解教育その他の消費生活に関する教育に関する施策との有機的な連携を図ること」を求めており、これらの教育と連携しながら、消費者教育を効果的に推進します。

また、消費者施策の中で、消費者の安全・安心の確保は最も基本的な事項であることから、消費者に対して、きめ細かい情報を迅速かつ的確に提供するとともに、食品などの安全に対する消費者の理解を深めるため、関連する施策と連携した消費者教育を推進します。

さらに、県民の意見を反映した消費生活行政を推進するために、山梨県消費者教育推進地域協議会等を運営し、消費生活に関する県民意識調査の結果等を消費者教育など消費者行政に反映するとともに、自ら考え行動する自立した消費者を支援するための消費者教育を推進します。

基本方針1 環境教育との連携

環境教育は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に基づいて推進されており、その中でも持続可能な開発のための教育 (Education for Sustainable Development : ESD) の視点を取り入れた環境教育の実践が特に重要とされています。このため、環境教育の現場においては、環境に対する知識や考え方のほか、社会の多様性や将来に対する責任、資源やエネルギーの有限性などについて、自ら考え、自ら行動する人づくりを推進しています。

こうした施策は、生産・流通・消費・廃棄の社会経済システムの理解や環境とのバランスを考えた日常の消費生活や事業活動等に結び付くものであり、消費者教育の側面からも効果的です。

消費生活の足場ともいえる環境保全や、そのために行われる環境教育は、持続可能な社会の形成を目指す消費者教育との関わりが深いことを意識し、連携を図ることで消費者教育の効果を高めます。

〔具体的な施策1〕実践につながる環境教育の推進

3R (Reduce : 発生抑制、Reuse : 再使用、Recycle : 再生利用) やマイバッグ運動の推進など消費生活に関わりの深い環境保全等の取組分野において、様々な体験を通じて自ら考え、自ら行動する人材を育成する環境学習等の機会を提供するなど、環境教育と消費者教育との連携を図ります。

- ・レジ袋削減の促進、環境家計簿の配布、やまなしエコライフ県民運動の推進（森林環境総務課）
- ・環境学習指導者（やまなしエコティーチャー）の派遣（森林環境総務課）
- ・環境情報館・やまなし環境学習プログラム（県ホームページ）の掲載、環境ライブラリー事業による情報発信（森林環境総務課）

〔具体的な施策2〕学校教育等における環境教育との連携

各教科等において、地域の特色を生かした環境教育に取り組むとともに、児童生徒の発達段階に応じて、体験的な学習や問題解決的な学習を重視するように努め、地球環境問題や循環型社会の形成等に関して、理解を深めるための学習の機会の場を設けます。

また、教職員に対しては、環境に対する豊かな感受性や見識を高め、指導力の向上を図るための環境の醸成や仕組みづくりを推進することで、環境教育と消費者教育との連携を図ります。

- ・環境情報館・やまなし環境学習プログラム（県ホームページ）の掲載、環境ライブラリー事業による情報発信（森林環境総務課）《再掲》
- ・環境学習指導者（やまなしエコティーチャー）の派遣（森林環境総務課）《再掲》
- ・ごみの散乱防止と3Rを進めるためのポスター・標語コンテストの実施（森林環境総務課）
- ・フロンティア・アドベンチャーやまなし少年海洋道中の実施（社会教育課）

基本方針2 食育との連携

食育は、食育基本法や国の食育基本計画、また県の食育推進計画に基づいて推進されています。その中でも、食に関するマナーの習得、食に対する感謝の気持ちの醸成、地産地消等の取組は、持続可能な社会の形成を目指す消費者教育の課題でもあります。

望ましい食習慣の定着や適切な量、質の良い食事、また、食品の安全性に関する知識と理解を深め、食品表示についても適切に理解するなど、様々な経験を通じて「食」に関する知識や「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人を育むには、消費者教育と密接な関係があることから、食育と消費者教育との連携に努めます。

〔具体的な施策1〕家庭における食育の推進

家庭における教育力・生活力の向上を見据え、基本的な生活習慣の確立や望ましい食習慣を促進するため、家族ぐるみで食に関する理解を深めるとともに「もったいない」という物を大切にする心を育てるなど、家庭における食育の実践につながる取組を実施し、消費者教育との連携を図ります。

- ・食品ロス削減のための啓発（消費生活安全課）
- ・食育推進シンポジウム、食の安全・食育推進大会の開催（消費生活安全課）
- ・ふるさと特産品フェア等を通じた地産地消の推進（林業振興課、農政総務課、果樹食品流通課）
- ・フェスタまきば等を通じた地産地消、食育の推進（畜産課）
- ・「食の安全・安心ポータルサイト」による情報提供（消費生活安全課）
- ・やまなし食育推進応援団の情報提供（消費生活安全課）

〔具体的な施策2〕学校教育等における食育の推進

保育所・学校では、「給食」の時間をはじめとして、個々の授業や体験学習など教育活動全般を通して、子どもの成長・発達段階に応じた食育推進の場として重要な役割を担っています。

このため、児童・生徒の健全な食生活の実現と心身の成長を図り、生涯を通じて健康で心豊かな食生活を営むために充実した食育指導、また、高等学校や大学等においても健全な食生活の実践に向け、各教育段階に即した取組を実施し、消費者教育との連携を図ります。

- ・高校生あぐり体験事業の実施（農業技術課）
- ・学校における食育推進事業の実施（スポーツ健康課）
- ・学校栄養職員等研修会事業の実施（スポーツ健康課）
- ・児童生徒及び保護者への食に対する意識啓発（スポーツ健康課）
- ・大学等と連携した食育推進（消費生活安全課、健康増進課）
- ・「食の安全・安心ポータルサイト」による情報提供（消費生活安全課）《再掲》
- ・やまなし食育推進応援団の情報提供（消費生活安全課）《再掲》
- ・保育所における地産地消に係る食育の推進（児童家庭課）

〔具体的な施策3〕地域活動としての食育の推進

食は日常生活そのものであり、家庭や学校以外でも、地域における生活のあらゆる場面が食育推進の大切な場となることから、食育についての様々な関係者が様々な機会をとらえて、県民一人ひとりの健全な食生活の実践に向けた取組を実施し、消費者教育との連携を図ります。

- ・食の祭典等のイベントの実施（健康増進課）
- ・食育推進シンポジウム、食の安全・食育推進大会の開催（消費生活安全課）
《再掲》
- ・ふるさと特産品フェア等を通じた地産地消の推進（林業振興課、農政総務課、果樹食品流通課）《再掲》
- ・フェスタまきば等を通じた地産地消、食育の推進（畜産課）《再掲》
- ・「食の安全・安心ポータルサイト」による情報提供（消費生活安全課）《再掲》

基本方針3 金融経済教育との連携

金融経済教育の意義・目的は、金融リテラシー（金融に関する知識・判断力）の向上を通じて、県民一人一人が、経済的に自立し、より良い暮らしを可能にするとともに、健全で質の高い金融商品や金融資産の有効活用を通じ、公正で持続可能な社会の実現に貢献していくことにあります。

県民一人一人が、金融リテラシーを身に付けるためには、金融や経済についての知識のみならず、家計管理や将来の資金を確保するために長期的な生活設計を行う習慣・能力を身に付けることや、保険商品などの金融商品の適切な利用選択に必要な知識・行動について、理解することが重要です。

これらの金融リテラシーは、自立した消費生活を営む上で、必要不可欠であり、消費者教育の重要な要素であることから、金融経済教育の内容を消費者教育の内容に盛り込むとともに、金融経済教育と連携した消費者教育を推進します。

〔具体的な施策1〕学校教育における金融経済教育の推進

県金融広報委員会が実施する講師派遣や講演会等と連携した消費者教育を推進します。

- ・金融・金銭教育研究校による金融教育の実践（私学文書課、義務教育課、高校教育課）
- ・消費者教育講座、巣立ち教室などの県金融広報委員会と連携した金融教育に係る授業の実施（私学文書課、義務教育課、高校教育課）
- ・金融教育研究校による講演会、公開授業の実施（私学文書課、義務教育課、高校教育課）

〔具体的な施策2〕一般消費者向け金融経済教育の推進

県金融広報委員会が実施する一般消費者及び親子向け講演会、金融広報アドバイザーを活用して市町村が実施する消費者啓発講座等と連携した消費者教育を推進します。

- ・県金融広報委員会、関東財務局甲府財務事務所と連携した金融経済教育の推進（消費生活安全課）

基本方針4 国際理解教育との連携

国際理解教育は、社会経済の国際化の進展に合わせ、海外の文化や外国の人々との接点を理解させ、地球規模の社会問題（環境や資源など）を考えさせることを狙いとしており、国内外の社会情勢及び地球環境に与える影響を自覚する点で、消費者市民社会の形成に向けた教育と深く関係していることから、国際理解教育と消費者教育との連携に努めます。

〔具体的な施策1〕学校教育における国際理解教育の推進

学校教育における効果的な国際理解教育の推進に努めながら、消費者教育との連携を図ります。

- ・学習指導要領に基づく指導（私学文書課、義務教育課、高校教育課）《再掲》

基本方針5 法教育との連携

法教育の一部として、日常生活を支える私法の基本的な考え方（契約自由の原則、

私的自治の原則など)を実生活と結びつけて理解し、身に付けることが挙げられます
が、このことは、消費者が自立した消費生活を営むために欠かせないものです。

県民一人一人が、商品やサービスの選択と契約することの意味を考え、理解することによる消費者契約の適正化が図られた社会の構築を目指し、法教育と連携した消費者教育を推進します。

〔具体的な施策1〕学校教育における法教育の推進

学校教育における効果的な法教育の推進を行う中、消費者教育との連携を図ります。

- ・学習指導要領に基づく指導（私学文書課、義務教育課、高校教育課）《再掲》

基本方針6 消費者の安全・安心の確保

消費者の安全・安心を確保するためには、消費者に対して、きめ細かな情報を迅速かつ的確に提供することが重要になります。このため、県民生活センターに寄せられる消費者トラブルの特徴などを分析し、高齢者や若者などに対して、効果的な情報提供を行います。

〔具体的な施策1〕消費者に対する情報提供

消費生活地域講座の開催、消費生活情報誌の発行、チラシ・パンフレットの配布やホームページの充実等により、消費者に対し、安全・安心に関する情報を提供します。

また、講座への参加が困難な高齢者等に対しては、市町村や消費者団体、福祉団体等と連携した見守り・声かけ活動などを通じて、安全・安心に関する情報を提供します。

- ・消費生活地域講座の開催（消費生活安全課）《再掲》
- ・暮らしの情報（テレビ）による注意喚起（県民生活センター）
- ・消費生活情報誌「かいじ号」による情報の提供（消費生活安全課、県民生活センター）
- ・チラシ、パンフレット、DVDによる啓発（消費生活安全課、県民生活センター）
- ・「キャンパスネットやまなし」「やまなしまなびネット」による生涯学習情報の提供（生涯学習文化課）
- ・情報コーナーの設置（県民生活センター）

〔具体的な施策2〕リスクコミュニケーションの促進

食品の安全に関する消費者の理解を深めるために、リスクコミュニケーションを促進し、風評被害を防止するような消費者教育を実施します。

- ・山梨県食の安全・安心審議会の開催（消費生活安全課）
- ・食の安全・安心を語る会の開催（消費生活安全課）

基本方針7 消費者の意見の反映

県民の意見を反映した消費者行政を推進するために、山梨県消費者教育推進地域協議会等を開催し、消費者教育の推進や消費生活の安定及び向上を図ります。

また、消費生活に関する県民意識調査の結果や県民生活センターの相談内容等を消費者教育など消費者行政に反映します。

〔具体的な施策1〕山梨県消費者教育推進地域協議会等の開催

山梨県消費者教育推進地域協議会等を開催して、県民の消費者教育を推進及び消費生活の安定及び向上に関する基本的事項について、意見を伺い、その結果を消費者教育など消費者行政に反映します。

- ・山梨県消費者教育推進地域協議会の開催（消費生活安全課、県民生活センター）
- ・山梨県消費者教育関係機関連絡協議会の開催（消費生活安全課、県民生活センター）

〔具体的な施策2〕消費生活に関する県民意識調査結果等の反映

県民の消費生活への関心、消費者教育に関するニーズ、消費者被害の状況、消費者被害の相談等を調査した県民意識調査結果や、県民生活センターの相談内容等を消費者教育など消費生活行政に反映します。

基本方針8 苦情処理・紛争解決の促進

複雑化・多様化する消費者被害について、消費者と事業者との間における情報の質・量や交渉力などの格差から、個々の消費者が自らの力のみで対応を行うことには

限界があります。

そこで、消費生活相談窓口の充実・強化や消費生活相談員の資質の向上を図るとともに、相談窓口等について広く県民に周知します。

〔具体的な施策1〕県民生活センター・市町村の相談体制の充実

県や市町村における相談窓口の充実・強化や相談員等の人材の確保と資質の向上を図るとともに、相談窓口等について広く県民に周知します。

- ・消費生活相談員による相談業務の充実（県民生活センター）
- ・消費生活相談、法律相談の実施（県民生活センター）
- ・県委嘱の消費生活相談員（85名）による相談業務の実施（消費生活安全課、県民生活センター）《再掲》
- ・山梨県消費生活紛争処理委員会の開催（県消費生活安全課、県民生活センター）
- ・消費生活センター相談員等レベルアップ研修の実施（県民生活センター）
《再掲》

〔具体的な施策2〕様々な被害に対応できる相談窓口等の周知

消費者が様々な被害に遭った場合に相談できる窓口等を広く県民に周知するなど、消費者被害の解決に向けて自ら考え方行動する自立した消費者を支援するための消費者教育を推進します。

- ・県ホームページによる相談窓口等の周知（県民生活センター）

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制

体系的・効果的な消費者教育を実施するため、消費者、消費者団体、事業者団体、教育関係者で構成する「山梨県消費者教育推進地域協議会」において、構成員間の情報交換・調整及び連携強化を図り、「やまなし消費者教育推進計画」を推進します。

また、山梨県消費者教育推進地域協議会を結節点として、市町村や消費者団体・事業者団体など様々な関係機関・団体等とネットワーク化を図り、地域の多様な主体の連携と協働により消費者教育の推進を図ります。

2 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、多様化する県民ニーズや社会経済情勢の変化に対応していく必要があることから、毎年度、具体的な施策と関連する事業の実施状況の把握を行い、山梨県消費者教育推進地域協議会に報告し、情報の共有を行います。

また、3年を目途に基本方針の中間的な見直しを行うこととしている国の動向などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

3 指標化に関する調査研究への対応

消費者教育の推進のためには、消費者市民社会という考え方の普及が必要であり、国においては、その普及の程度の指標化や、連携の進展度を検証していくこととしていることから、この動向を踏まえて、計画の見直しを行う場合に数値目標等の設定について検討します。

付 屬 資 料

消費者教育の推進に関する法律

平成24年12月13日

法律 第61号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、消費者教育が、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差等に起因する消費者被害を防止するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるようその自立を支援する上で重要であることに鑑み、消費者教育の機会が提供されることが消費者の権利であることを踏まえ、消費者教育に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の消費者教育の推進に関し必要な事項を定めることにより、消費者教育を総合的かつ一体的に推進し、もって国民の消費生活の安定及び向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「消費者教育」とは、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及びこれに準ずる啓発活動をいう。

2 この法律において「消費者市民社会」とは、消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会をいう。

(基本理念)

第3条 消費者教育は、消費生活に関する知識を修得し、これを適切な行動に結び付けることができる実践的な能力が育まれることを旨として行われなければならない。

2 消費者教育は、消費者が消費者市民社会を構成する一員として主体的に消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与することができるよう、その育成を積極的に支援することを旨として行われなければならない。

3 消費者教育は、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行われるとともに、年齢、障害の有無その他の消費者の特性に配慮した適切な方法で行われなければならない。

4 消費者教育は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場の特性に応じた適切な方法により、かつ、それぞれの場における消費者教育を推進する多様な主体の連携及び他の消費者政策（消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策をいう。第9条第2項第3号において同じ。）との有機的な連携を確保しつつ、効果的に行われなければならない。

5 消費者教育は、消費者の消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に与える影響に関する情報その他の多角的な視点に立った情報を提供す

ることを旨として行われなければならない。

- 6 消費者教育は、災害その他非常の事態においても消費者が合理的に行動することができるよう、非常の事態における消費生活に関する知識と理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 7 消費者教育に関する施策を講ずるに当たっては、環境教育、食育、国際理解教育その他の消費生活に関連する教育に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができる自立した消費者の育成が極めて重要であることに鑑み、前条の基本理念（以下この章において「基本理念」という。）にのっとり、消費者教育の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 内閣総理大臣及び文部科学大臣は、前項の施策が適切かつ効率的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間の緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る消費者教育の推進に関する施策を推進しなければならない。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、消費生活センター（消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条第3項に規定する消費生活センターをいう。第13条第2項及び第20条第1項において同じ。）、教育委員会その他の関係機関相互間の緊密な連携の下に、消費者教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の社会的、経済的情況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(消費者団体の努力)

第6条 消費者団体は、基本理念にのっとり、消費者教育の推進のための自主的な活動に努めるとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において行われる消費者教育に協力するよう努めるものとする。

(事業者及び事業者団体の努力)

第7条 事業者及び事業者団体は、事業者が商品及び役務を供給する立場において消費者の消費生活に密接に関係していることに鑑み、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が実施する消費者教育の推進に関する施策に協力するよう努めるとともに、消費者教育の推進のための自主的な活動に努めるものとする。

(財政上の措置等)

第8条 政府は、消費者教育の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措

置を講じなければならない。

- 2 地方公共団体は、消費者教育の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第9条 政府は、消費者教育の推進に関する基本的な方針（以下この章及び第四章において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 消費者教育の推進の意義及び基本的な方向に関する事項
- 2 消費者教育の推進の内容に関する事項
- 3 関連する他の消費者政策との連携に関する基本的な事項
- 4 その他消費者教育の推進に関する重要事項
- 3 基本方針は、消費者基本法（昭和43年法律第78号）第9条第1項に規定する消費者基本計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 4 内閣総理大臣及び文部科学大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 5 内閣総理大臣及び文部科学大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、消費者教育推進会議及び消費者委員会の意見を聞くほか、消費者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 6 内閣総理大臣及び文部科学大臣は、第4項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 7 政府は、消費生活を取り巻く環境の変化を勘案し、並びに消費者教育の推進に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を踏まえ、おおむね五年ごとに基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。
- 8 第4項から第6項までの規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県消費者教育推進計画等)

第10条 都道府県は、基本方針を踏まえ、その都道府県の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画（以下この条及び第20条第2項第2号において「都道府県消費者教育推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県消費者教育推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県消費者教育推進計画）を踏まえ、その市町村の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画（以下この条及び第20条第2項第2号において「市町村消費者教育推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 3 都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、その都道府県又は市町村の区域の消費者その他の関係者の意

見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。この場合において、第20条第1項の規定により消費者教育推進地域協議会を組織している都道府県及び市町村にあっては、当該消費者教育推進地域協議会の意見を聴かなければならない。

- 4 都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 5 都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を定めた場合は、その都道府県又は市町村の区域における消費者教育の推進に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を変更するものとする。
- 6 第3項及び第4項の規定は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画の変更について準用する。

第3章 基本的施策

(学校における消費者教育の推進)

第11条 国及び地方公共団体は、幼児、児童及び生徒の発達段階に応じて、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、大学及び高等専門学校を除く。第3項において同じ。）の授業その他の教育活動において適切かつ体系的な消費者教育の機会を確保するため、必要な施策を推進しなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、教育職員に対する消費者教育に関する研修を充実するため、教育職員の職務の内容及び経験に応じ、必要な措置を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、学校において実践的な消費者教育が行われるよう、その内外を問わず、消費者教育に関する知識、経験等を有する人材の活用を推進するものとする。

(大学等における消費者教育の推進)

第12条 国及び地方公共団体は、大学等（学校教育法第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに専修学校、各種学校その他の同条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものをいう。以下この条及び第16条第2項において同じ。）において消費者教育が適切に行われるようにするため、大学等に対し、学生等の消費生活における被害を防止するための啓発その他の自主的な取組を行うよう促すものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、大学等が行う前項の取組を促進するため、関係団体の協力を得つつ、学生等に対する援助に関する業務に従事する教職員に対し、研修の機会の確保、情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

(地域における消費者教育の推進)

第13条 国、地方公共団体及び独立行政法人国民生活センター（以下この章において「国民生活センター」という。）は、地域において高齢者、障害者等に対する消費者教育が適切に行われるようにするため、民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員、社会福祉法（昭

和26年法律第45号)に定める社会福祉主事、介護福祉士その他の高齢者、障害者等が地域において日常生活を営むために必要な支援を行う者に対し、研修の実施、情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 国、地方公共団体及び国民生活センターは、公民館その他の社会教育施設等において消費生活センター等の収集した情報の活用による実例を通じた消費者教育が行われるよう、必要な措置を講じなければならない。

(事業者及び事業者団体による消費者教育の支援)

第14条 事業者及び事業者団体は、消費者団体その他の関係団体との情報の交換その他の連携を通じ、消費者の消費生活に関する知識の向上が図られるよう努めるものとする。

- 2 事業者は、消費者からの問合せ、相談等を通じて得た消費者に有用な消費生活に関する知識を広く提供するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、その従業者に対し、研修を実施し、又は事業者団体等が行う講習会を受講させること等を通じ、消費生活に関する知識及び理解を深めるよう努めるものとする。
- 4 事業者団体は、消費者団体その他の民間の団体が行う消費者教育の推進のための活動に対し、資金の提供その他の援助に努めるものとする。

(教材の充実等)

第15条 国及び地方公共団体は、消費者教育に使用される教材の充実を図るとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において当該教材が有効に活用されるよう、消費者教育に関する実務経験を有する者等の意見を反映した教材の開発及びその効果的な提供に努めなければならない。

(人材の育成等)

第16条 国、地方公共団体及び国民生活センターは、消費者安全法第11条に規定する相談員その他の消費者の利益の擁護又は増進を図るために活動を行う者に対し、消費者教育に関する専門的知識を修得するための研修の実施その他その資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、大学等、研究機関、消費者団体その他の関係機関及び関係団体に対し、消費者教育を担う人材の育成及び資質の向上のための講座の開設その他の自主的な取組を行いうよう促すものとする。

(調査研究等)

第17条 国及び地方公共団体は、消費者教育に関する調査研究を行う大学、研究機関その他の関係機関及び関係団体と協力を図りつつ、諸外国の学校における総合的、体系的かつ効果的な消費者教育の内容及び方法その他の国内外における消費者教育の内容及び方法に関し、調査研究並びにその成果の普及及び活用に努めなければならない。

(情報の収集及び提供等)

- 第18条 国、地方公共団体及び国民生活センターは、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において行われている消費者教育に関する先進的な取組に関する情報その他の消費者教育に関する情報について、年齢、障害の有無その他の消費者の特性に配慮しつつ、これを収集し、及び提供するよう努めなければならない。
- 2 国は、消費生活における被害の防止を図るため、年齢、障害の有無その他の消費者の特性を勘案して、その収集した消費生活に関する情報が消費者教育の内容に的確かつ迅速に反映されるよう努めなければならない。

第4章 消費者教育推進会議等

(消費者教育推進会議)

- 第19条 消費者庁に、消費者教育推進会議を置く。

- 2 消費者教育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 1 消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して消費者教育推進会議の委員相互の情報の交換及び調整を行うこと。
 - 2 基本方針に関し、第9条第五項（同条第8項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
 - 3 消費者教育推進会議の委員は、消費者、事業者及び教育関係者、消費者団体、事業者団体その他の関係団体を代表する者、学識経験を有する者並びに関係行政機関及び関係する独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
 - 4 前2項に定めるもののほか、消費者教育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(消費者教育推進地域協議会)

- 第20条 都道府県及び市町村は、その都道府県又は市町村の区域における消費者教育を推進するため、消費者、消費者団体、事業者、事業者団体、教育関係者、消費生活センターその他の当該都道府県又は市町村の関係機関等をもって構成する消費者教育推進地域協議会を組織するよう努めなければならない。
- 2 消費者教育推進地域協議会は、次に掲げる事務を行うものとする。
- 1 当該都道府県又は市町村の区域における消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して消費者教育推進地域協議会の構成員相互の情報の交換及び調整を行うこと。
 - 2 都道府県又は市町村が都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を作成し、又は変更しようとする場合においては、当該都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画の作成又は変更に関して意見を述べること。
 - 3 前2項に定めるもののほか、消費者教育推進地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、消費者教育推進地域協議会が定める。